

○山梨県警察車両運転技能検定に関する訓令の解釈及び運用上の
留意事項について

〔平成26年4月1日〕
例規甲（務装）第1号

（概要）

山梨県警察車両運転技能検定に関する訓令（昭和42年山梨県警察本部訓令第2号）の一部改正に伴い、同訓令の解釈及び運用を定めたものである。